令和８年（フ）第１３８２号
さいたま市南区根岸５丁目６番４号　ファミーユＧ102
債務者　上田　好伯
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４３２号
埼玉県春日部市牛島27番地５
債務者　重永　幸恵
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地330番地35　学園ハイツＡ－２
債務者　大久保佳明
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３２３号
横浜市戸塚区深谷町1302番地　アークプラザ戸塚121号
債務者　工藤　拳太
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４２号
横浜市南区永田みなみ台２番１－816号
債務者　中西　龍之
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１９号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15　上の原グリーンハイツ10棟303号
債務者　野坂　幸一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４４号
川崎市幸区塚越２丁目220番地42　木島様方
債務者　鶴岡奈保子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２４６号
相模原市南区上鶴間本町９丁目９番５号
債務者　九鬼　悠希
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３６号
相模原市緑区若柳1521番地11
債務者　柴田　暖子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４０号
相模原市南区大野台２丁目３番３号　メゾンプチベール102
債務者　中島　裕貴
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２５号
静岡県三島市梅名522番地の９
債務者　中谷　英紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８２号
愛知県田原市伊良湖町小薮2573番地14
債務者　山本　昌一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１７７号
香川県高松市出作町214番地８
債務者　岡本　章二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８号
代替住所Ａ（旧住所　福岡県大牟田市上内3668番地844）
債務者　松永　慶（旧氏名松永　慶子）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第８８３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台６丁目２番地の45
債務者　菅野　　彰
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３号
宮城県石巻市大森字新町頭５番地１　ちひろハイツ103号
債務者　日野　裕介
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
宮城県石巻市大橋３丁目12－９　グランデールリオ107号室、住民票上の住所群馬県太田市飯塚町805番地１　セリーンハイムＡ－101号
債務者　遠坂　達士
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係